

令和5年度埼玉県ギャンブル等依存症専門会議 議事録

1. 会議日時及び場所

日時 令和5年7月27日(木)午後14時から午後16時30分

場所 埼玉会館5B 会議室

2. 出席者(敬称略)

【有識者】

丸木 雄一 一般社団法人埼玉県医師会 副会長
岡崎 直人 日本福祉教育専門学校精神保健福祉士養成学科 学科長
児玉 美智 ギャンブル依存症問題を考える会埼玉支部

【司法】

小森 典子 さいたま保護観察所 統括保護観察官
(欠席) 埼玉弁護士会
古久根 章典 埼玉司法書士会

【関係事業所】

沼口 公利 川口市公営競技事務所 主幹
畠山 忠士 戸田ポートレース企業団 課長
高松 大志 総務部県営競技事務所 主幹
佐藤 文人 埼玉県浦和競馬組合 主任
齋藤 正士 埼玉県遊技業協同組合 専務理事

【医療機関】

小川 嘉恵 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター 主任

【行政機関】

加藤 拓也 さいたま市保健衛生総務課 主任
辻村 佳久 さいたま市こころの健康センター 所長
佐藤 夏紀 さいたま市こころの健康センター 主査

【関係各課】

佐々木 英司 福祉部精神保健福祉センター 主幹
鈴木 勝幸 保健医療部加須保健所 所長
遠井 学 教育局保健体育課 主任指導主事
(欠席) 県警察本部生活安全総務課
奥野 宗典 県警察本部少年課 企画・指導係長(生活安全総務課代理)
茂木 しのぶ 県警察本部保安課 風俗営業補佐

【事務局】

横田 淳一 保健医療部 健康政策局長
根岸 佐智子 保健医療部疾病対策課 課長
佐藤 夕子 保健医療部疾病対策課 副課長
外園 孝之 保健医療部疾病対策課 主幹
濱谷 翼 保健医療部疾病対策課 主任
斉藤 由莉 保健医療部疾病対策課 主事

3.議事

- (1)埼玉県ギャンブル等依存症対策の進捗状況について
- (2)次期埼玉県依存症対策推進計画の策定及び第8次埼玉県地域保健医療計画への統合について
- (3)啓発カード「～ギャンブルのことで困っている方へ～相談してみませんか？ギャンブルは適度に楽しみましょう」について

埼玉県ギャンブル等依存症専門会議設置要綱第3条第2項に基づき、保健医療部横田健康政策局長が議長となり、以降の議事を進行する。

議事1 埼玉県ギャンブル等依存症対策の進捗状況について

議長) 議事(1)、埼玉県ギャンブル等依存症対策の進捗状況についてでございます。初めに疾病対策課から説明をいたします。

各事業担当課)
資料1に基づき、進捗状況を説明。

議長)ありがとうございました。ここまでについて何かございましたら、御質問いただければと思います。

<質疑なし>

議長)それでは次の議事の方に移らせていただきたいと思います。

議事(2)次期埼玉県依存症対策推進計画の策定及び、第8次埼玉県地域保健医療計画への統合について事務局から説明をお願いいたします。

事務局)
資料2に基づき、計画案について説明する。

議長)ありがとうございました。今の事務局からの議事(2)につきまして、ご意見、ご質問又は確認等ある方がいらっしゃいましたら、リアクションいただければと思います。

岡崎委員)はい。

議長)それでは岡崎委員、お願いいたします。

岡崎委員) はい、ありがとうございます。意見というよりも感想に近いものだと思うのですが、資料の6で埼玉県の依存症の現状ということで患者数と推移件数というのが左上に書いてございますけれども、ここを見ますと、国内の推計値がアルコール健康障害ですと3万1000、ギャンブル等依存症が11万7000という数になっています。それに対して治療が、アルコールで3800、入院が700ということに対して、ギャンブルの方は本当に200人足らずになっております。病気で苦しんでいる方と治療受けている方のギャップがアルコールでも盛んに言われるのですが、ギャンブルではさらに隔たりが大きいなということを感じさせていただきました。ただ今回、様々な関係部署や団体の方たちが非常に多方面で取り組んでいらっしゃって、それぞれいろいろな成果を上げていらっしゃるというお話を聞いて、そこは非常に心強く思っております。先ほど県の動画が1000人超えたということも、数としては非常に多いと思

います。ただこの数と比べるとまだまだというのは当然感じます。この点において、国の関係者会議にも出席しておりまして、ギャンブル依存症というのは社会的にまだ少し新しい言葉なのかと思います。この言葉によって偏見や差別が助長されてはいけない、というご意見もありまして、確かにその通りだというふうに思います。県の課題を見ると、依存症が適切な治療や支援で回復する病気だということをきちっとたってらっしゃるので、依存症というと人生おしまいだとか、見通しが暗いということではなくて、そこから回復できる希望のある病気だというメッセージも改めて一緒に伝えていく必要があるのかなというふうに思います。もちろん予防として、依存症にならないということも大事なのですが、なってしまうと希望がある、サポートがあるということと同時に伝えていくのは必要なのではないかなというふうに改めて思いました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長)

ありがとうございました。これについて事務局から何かありますか。

事務局) 岡崎先生ありがとうございます。我々も次期計画を作っている中で、やはりトリートメントギャップの部分は、今後も考慮していかななくてはならない事象であるという共通認識で、課題として頑張っているところでございます。岡崎先生がおっしゃられていた、予防だけではなく回復できる病気であるという意味で、今回の新たな計画案のところでも、やめ続けることもとても大切だということを記載させていただきました。皆様からのご意見、或いは皆様の日頃の業務で感じておられる肌感というのを我々も一緒に共有できればと思っております。

議長) 岡崎先生ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

丸木委員) 丸木ですけどいいですか。

議長) お願いいたします。

丸木委員) 依存症っていう言葉がやっぱりスティグマになってしまっているということがあるので、アルコールの依存症の専門の先生などは、アルコール使用障害という名前をつけていますよね。スマホもスマホ使用障害みたいな。依存症っていうと、いかにも治らないだとか、本当に社会から隔離されなきゃいけないような人みたいになるので、ギャンブルも良いネーミングがあれば、今後依存症っていう言葉に変わるようなものがあればいいのではないかなと思うので、是非とも県もその名前を考えていただくといいかなと思います。

議長) ありがとうございました。他にご意見等ございますでしょうか。

<リアクションなし>

議長) そうしましたら、議事を進めさせていただきたいと思います。

議事の(3)啓発カード「ギャンブルのことで困っている方へ～相談してみませんか?～ギャンブルは適度に楽しみましょう。」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局)

資料を見せながら啓発カードについて説明する

ありがとうございます。

皆さんも映ってますでしょうか。

そうですね。

こちら実は昨年度から、こちらの啓発カードを作る方向で動いておりまして、印刷会社の方ですとか、かなり皆さんで意見を出し合いながら、ここまでたどり着いたというような状況でございます。

カード型の大きさになっていて、名刺より少し大きいぐらいの大きさになっております。まずはギャンブルについて困っている方へ、相談してみませんかということでお示しする予定でございます。

カードをめくっていただくと、さいたま市さんも含めてそれぞれの相談機関とあとは医療機関を掲載させて頂いております。

そして続いて自助グループの情報もQRコードにして掲載しております。初めに作成した案ですと、文字数が多すぎて何を伝えたいの分かりづらいという意見がありましたため、このような掲載方法にさせて頂いております。

3ページ目のところも同様に、お客様相談コーナーですとか、そういったしかるべき内容をこちらに掲載をさせて頂いております。あまり情報過多にならないように、ただし、必要なことはしっかり記載させてもらっているという形で、作成しております。

最後のページ、カードの一番後ろ側なのですが、こちらは相談をした際ですとか電話をした際に、簡単なメモとして活用していただければと思い設けさせて頂きました。

こちらのカードを、今現時点ではそれぞれ県内の公営競技場で置かせていただくというような形で考えている次第でございます。

事務局からの説明は以上になります。

議長) 事務局から、議事の(3)のカードにつきましてご説明をさせて頂きましたが、何かご意見、ご質問があればお願い致します。

児玉委員) 新しく啓発のカードができるということで、たくさんの方の手元に届くようなところに、配架していただければ一番いいなと思いました。説明の中で県内の公営競技場に置くということでしたが、当事者の方は自分は違うとか、そこまでじゃないなどと言って、結構否認致します。だけどご家族の方の方が問題に早く気づきます。色々な所の相談の窓口のこの情報も、せっかく公営競技場においても手に取ってもらえなかったらどうかなと思います。だから限定することなく、行政の窓口や、商業施設、医療機関など様々なところに配架してもらうことで、必要な人に必要な情報が届くのではないかなと思います。例えばDVなどの啓発資材はお手洗いの入り口などに置いているそうなので、ぜひ配架する場所については、限定しないでいただきたいと思います。

議長) ありがとうございます。配架についての工夫をということでご意見いただきましたけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局) 貴重なご意見ありがとうございます。このような意見等々を我々事務局としましても、いただけると本当にありがたいです。

今回いただきましたご意見、またこちらの方で共有をさせて頂きながら、工夫をして参りたいと思いますので、またその意見を一度持ち帰らせていただきます。ありがとうございます。

議長) ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

<リアクションなし>

議長) 議事の3につきましては御質問等ないということですので、もしまた何かお気づきの点等ございましたら事務局の方にまたご連絡等お持ちいただければと思います。よろしく願いいたします。それでは、予定をしておりました議題は以上となります。全体を通して何かご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

<リアクションなし>

議長) 丸木先生全体を通して何かご意見等ちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

丸木委員) 特に今世代全部にあると思うのですが、スマホ依存症みたいなものにうまく対応していかなければならないと思います。そういうことを広くやっていると、特にスマホは子供に関してどのように対応していくかということがあると思います。依存症という大きな括りでいろんなことを対応していくということが必要だと思います。ただ先ほどおっしゃったように依存症という言葉自体少しスティグマが入っている形なので、ちょっとそういうもので何かいいタイトルがあるといいと思っておりました。以上です。

議長) はい。ありがとうございます。岡崎先生いかがでしょうか。

岡崎委員) 気になったのは、カードの最初のところに「ギャンブルは適度に楽しみましょう」とあるのですが、ちょっと気になる言葉だと思いました。依存症考える会の方はこの言葉はどうなのかと、当事者の方とかご家族の方にちょっと聞いてみたいと思いました。特に気にならなければ別に私も気にしないようにします。

児玉委員) 私ども考える会からは、県が作る啓発の資材になりますので、「ギャンブルは適度に楽しみましょう」という文言について、これが本当にできないから問題が大きくなっているという現状があるということで、県が啓発カード作成の折にこの文言については、修正の意見(「ギャンブルは適度に楽しみましょう」を削除し、「ギャンブル依存症は回復できる病気です」の文言に帰る)を述べさせていただきます。

岡崎委員) わかりました。どうもありがとうございます。

議長) よろしいでしょうか、ありがとうございます。こちらにつきましてまた事務局の方で検討させていただければというふうに思います。丸木先生、岡崎先生本当に貴重なご意見ありがとうございます。参考とさせていただきます、次の計画、或いは取り組みを進めていきたいと思います。ありがとうございます。最後に事務局から何かお伝えすることありますでしょうか。

<リアクションなし>

議長)事務局からも報告事項等ないということですのでそれでは、事務局の方に進行をお返しいたします。

事務局)はい。それでは皆様、ご苦労さまでした。本日の審議内容をご参考にさせていただきます。関係各課所におかれましてはより一層のギャンブル等依存症対策の推進をよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和5年度ギャンブル等依存症専門会議を閉会させていただきます。今日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、大変ありがとうございました。